## 事故繰越し繰越について(報告)

地方自治法施行令第150条第3項の規定により次のとおり報告します。

## 令和2年度寒川町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事	業	名	支出負担 行為額	左の内訳				左の財源内訳					
						支出済額	支出未済額	支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	説明
											国県支出金	地方債	その他	川又只切尔	
10 教育]	₹5 保健体育費	学校給金事業費	食センタ	一整備	59, 180, 000	円 18, 291, 900	円 40, 888, 100	円 一	円 40, 888, 100	円 一	H —	円 一	H 	40, 888, 100	新イ緊にのに委長がついた。またのに委長を明期とというのに要して、またのにのにを受ける。またのにを受ける。またのにを受ける。またのにを受ける。またのにを受ける。またのにを受ける。またのにを受ける。またのにを使ける。またのにを使ける。またのにを使ける。またのにを使ける。またのに、またのにを使ける。またのに、またのに、またのに、またのに、またのに、またのに、またのに、またのに、

令和3年6月2日提出

神奈川県高座郡寒川町長 木村 俊雄